

## ビューTypeⅡ提携カードに関する特約

### 第1条(目的・定義)

1. 本特約は、会員が、本件カードのクレジットカード機能を「ビューTypeⅡ提携カード」として利用するための条件を定めることを目的とします。
2. ビューTypeⅡ提携カードとは、JR 東日本および JR 東日本と提携した会社または組織が発行するカードのうち、JR 東日本が特に定めるものをいいます。

### 第2条(本特約の効力)

本特約は「三菱 UFJ-VISA 会員規約」、「スーパーIC カード特別規定」、「スーパーIC カード Suica 規定」、「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」(平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「IC カード取扱規則」といいます。)および「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」(平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「電子マネー取扱規則」といい、以下総称して「会員規約等」といいます。)に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。また、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、IC カード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、電子マネー取扱規則による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

### 第3条(利用)

1. 会員は、会員規約等によるもののほか、JR 東日本の指定する JR 東日本の窓口、乗車券類発売機、指定席券売機、Suica の処理が可能な JR 東日本または JR 東日本が提携している会社もしくは組織の運営する現金自動預払機等(以下「JR 東日本窓口等」といいます。)で、本件カードを利用することができます。
2. JR 東日本窓口等での利用時に会員は、売上票への署名に代えて、JR 東日本窓口等に設置されている端末機で、所定の手続きにより本件カードの利用ができる場合があります。なお、両社が特に認めた場合には、会員は、両社が指定する方法に従い、本件カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。

### 第4条(本件カードの利用停止等)

JR 東日本は、第3条に定める本件カードの利用または「オートチャージに関する特約」に定めるオートチャージサービスの利用(以下「JR 東日本でのカード利用」といいます。)において、次の各号の行為を禁止します。いずれかに該当した場合、またはその疑いがあると JR 東日本が判断した場合、両社は利用停止等の処置をとることがあります。

- (1)換金を目的とした商品購入
- (2)JR 東日本でのカード利用によってチャージした SF を、繰り返し換金する行為

以 上